

## 猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)の制定と今後の委員会の審議について

### 1. 猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)の確定について

憲章(案)は平成21年度から委員会で審議を重ねてきた結果、一定の熟度に達したものと考えており、本日の委員会で(案)を確定したい。

## 猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)

### 前文

猪名川は、猪名川町大野山を源流として、川西・池田・伊丹・豊中・尼崎の都市を流れる河川で、そこには、魚、野鳥、昆虫などの小動物や植物など、川ならではのさまざまな生きものたちが暮らす自然があります。

猪名川は、残された自然として、生きものたちにとってかけがえのないすみかであり、流域の住民にとっても大切な水資源の供給元でもあり、非常に重要な空間です。

猪名川は、沿川都市の住民にとっては、水と緑の憩いの空間であり、貴重な自然とのふれあいの場、まなびの場です。

猪名川の“川らしさ”を守っていくためには、生物の多様性に配慮しながら「安全・安心の確保」とともに「川の利用のあり方」を考えて、川本来のすがたも大切に育みながら、利用しなければなりません。流域の住民のちからが、川本来のすがたを守ります。

よって、わたしたちは、猪名川での『川らしい利用』の取り組みをつづけていき、自然豊かな猪名川を次の世代へと伝えていくことをここに決意し、この猪名川・藻川河川保全利用憲章を定めます。

### 条文

- 猪名川の自然を愛そう。
- 猪名川の豊かな恵みに感謝しよう。
- 猪名川の利用に責任を持とう。
- 猪名川の自然、景観、歴史・文化を後世に伝えよう。

## 2. 猪名川・藻川河川保全利用憲章の制定と啓蒙について

猪名川・藻川河川保全利用憲章は次のような手続きで制定したい。

- ・河川保全利用委員会での審議をへて確定した憲章（案）を河川管理者が受け取る。
- ・河川管理者は、憲章（案）を外部に発信し、流域住民等から意見を聴く。
- ・河川管理者は流域住民等からの意見を反映して、猪名川・藻川河川保全利用憲章を制定する。
- ・制定した憲章を種々の方法で広報し、川らしい利用に関する流域住民の意識の向上を図る。

なお、憲章の制定にあわせて、これと関連づけたチェックリストによる、占用案件の審議を進めたい。個別案件の審議と、流域全体の意識の向上により、よりよい川らしい利用を実現していきたい。

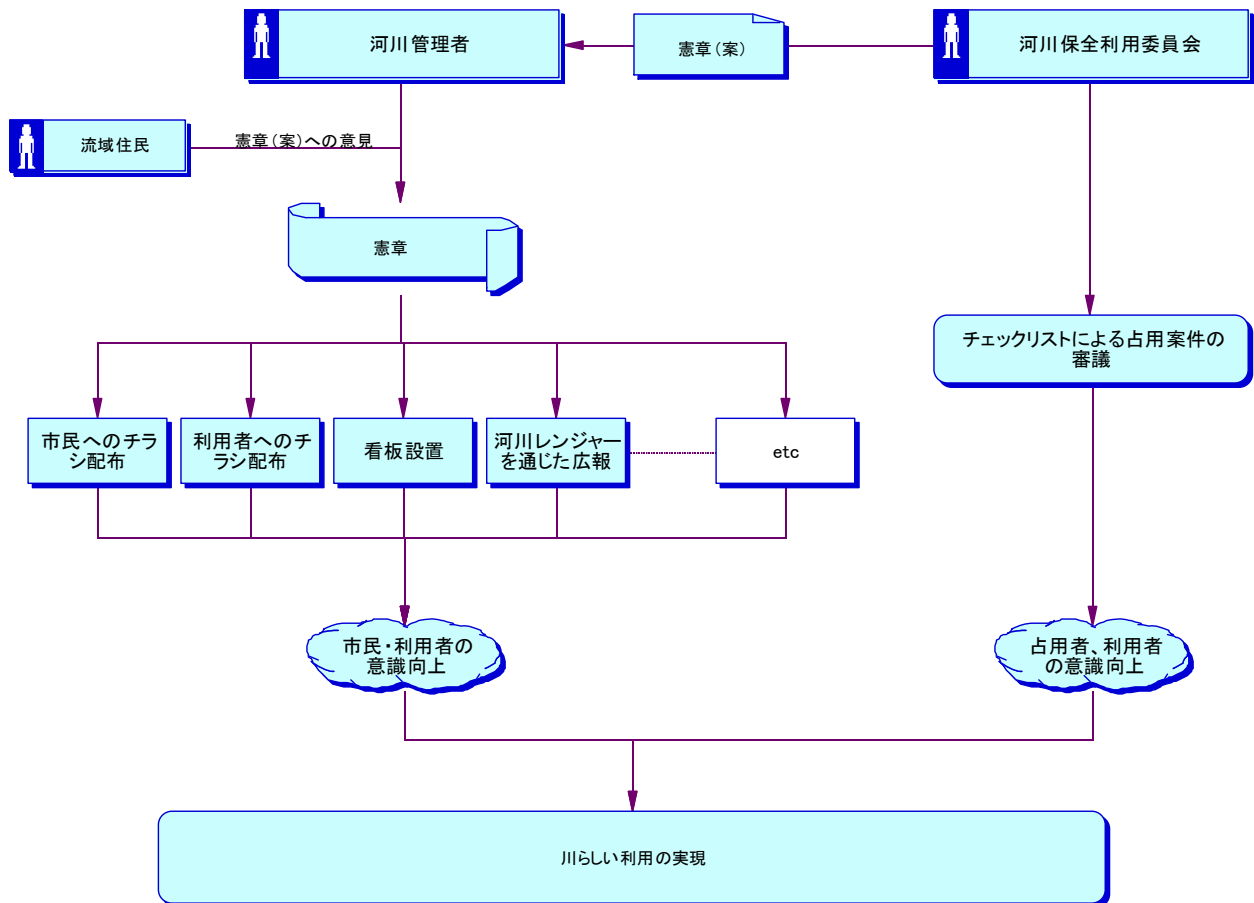


図-1 憲章（案）の制定等のイメージ

### 3. 猪名川・藻川河川保全利用憲章(案)とチェックリストについて

猪名川・藻川河川保全利用委員会では、猪名川・藻川河川保全利用憲章（以下、「憲章」と呼ぶ）の策定に向けて審議をいただいている。一方、個別占用案件の審議にあたっては、憲章が未策定のことでもあって、カルテに記載された事項を主体に審議をいただき、チェックリストは参考資料のように運用がなされている。

本来、個別占用案件に関する審議は、憲章が定められた上で、憲章にうたう事項を満足しているかどうかを確認し、ご意見をいただくべきもので、このための客観的な評価基準としてチェックリストが活用されるものと考えている。

そこで、審議をいただいている憲章（案）に対応する形でチェックリストを再構成し、憲章策定後の今後の審議にあたっては、チェックリストが審議のための主要な資料となるように提案する。

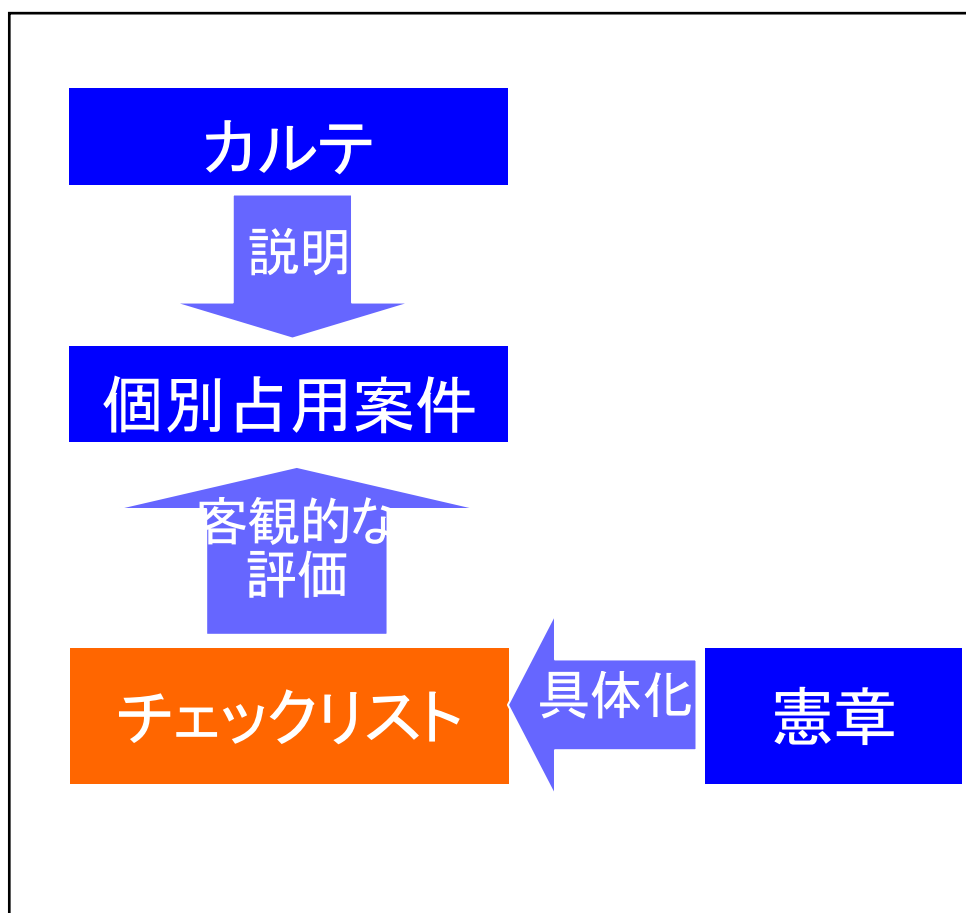


図-2 憲章、チェックリストと個別占用案件の審議の関係のイメージ

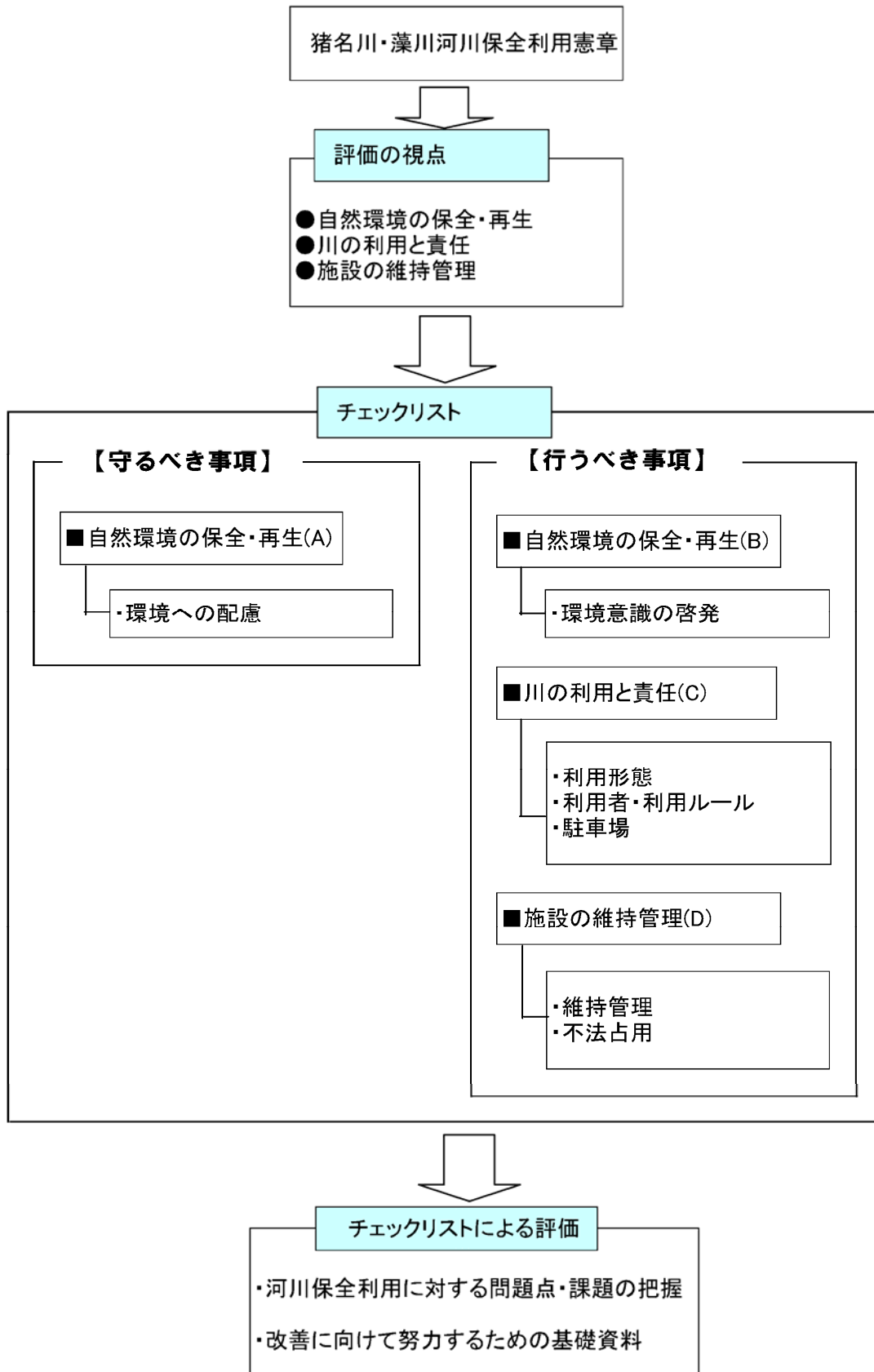
## 1) チェックリストの構成

チェックリストは次のような構成になっている。(図-3、表-1 参照)

- ① チェック項目は、「猪名川・藻川河川保全利用憲章」を踏まえ、自然環境の保全・再生、川の利用と責任、施設の維持管理の3つの評価の視点から構成している。
- ② チェック項目の位置づけとして、申請者が守るべき事項と行うべき事項に分けて示している。

## 2) 河川管理者によるチェックリスト評価結果のチェック

河川管理者は、申請者が作成したチェックリスト評価結果について、河川管理者としてチェックを行い、申請者の評価に対し問題点等がある場合にはその旨を説明欄に記入する。



図－3 チェックリストの構成

表－1 河川保全利用チェックリスト

■河川保全利用チェックリスト／その1（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
自然環境の保全・再生	環境への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の自然環境が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない				
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている				
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、環境に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない				
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 対策を実施している △: 計画中 ×: 特に実施していない				
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 取り組んでいる △: 計画中 ×: 特に取り組んでいない				

■河川保全利用チェックリスト／その2（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない					
	利用者・利用ルール	利用状況の把握	C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない				
		利用上のルール	C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない				
		利用者への明示	C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない				
		公共性の担保	C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある				
		利用方法や管理体制への配慮	C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない				
	駐車場	設置のための検討の有無	C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない				

■河川保全利用チェックリスト／その3（素案）

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理 管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない					
	施設管理 管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない					
	施設管理 不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○:適正管理されている △:不法占有が疑われる ×:不法占有の実態がある					